

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年2月号〉

目次

1 | 民事執行法の改正と債権管理



2 | 危機時期を迎えた会社の監査役がなすべきこと

～平成27年5月21日大阪高裁判決（金融・商事判例1469号16頁）を参考に～



3 | 【米国倒産法あれこれ③】オートマティックステイ(その2)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

民事執行法の改正要綱と債権管理

大江 祥雅
Yoshimasa Oe
PROFILEはこちら

第1 はじめに

近年民法に関する重要な改正が続いており、債権関係についての改正が2020年4月より、相続についての改正が2019年1月から2020年4月にかけて順次施行されます。

さらに、民事執行法についても改正に向けた作業が進められており、平成30年8月に要綱案が決定し、平成30年10月に法務大臣に要綱として答申されています。まだ法律として成立はしていませんが、債権管理において重要と考えられますので、本稿ではその概略をご紹介します。

第2 要綱決定に至るまでの経緯

民事執行法は昭和54年に制定され、平成15年及び平成16年に改正されていますが、改善に向けて次の検討課題が指摘されていました。

①平成15年改正で財産開示手続が創設されたが、実効性が不十分で、利用件数も多くはない。養育費の支払いを怠っている債務者に対する強制執行の実効性を確保する必要がある。

②民事執行法による不動産競売では、暴力団員であることを理由として買い受けを制限する規律がなく、暴力団員が不動産競売で買い受けた建物を暴力団事務所として利用する事例があるとの指摘がある。

③平成25年にいわゆるハーグ条約実施法が制定されたが、民事執行法には子の引き渡しの強制執行に関する規律がなく、子の引き渡しを命じる裁判の実効性を確保し、子の福祉に十分配慮をする必要がある。

平成28年9月12日に法制審議会第177回会議が開催されましたが、上記①から③の検討課題の解決・改善について、法務大臣から民事執行法制の見直しに関する諮問がなされました。その後平成28年11月から平成30年8月まで、23回に及ぶ法制審議会民事執行法部会が開催され、平成30年8月31日、「民事執行法制の見直しに関する要綱案」が決定され、平成30年10月4日、法制審議会において要綱として承認され、法務大臣に答申されました。

今後、法律案として取りまとめられて国会に提出される見込みです。

以下要綱について解説しますが、このような状況ですので、後日内容が修正される可能性がある点にはご注意ください。

第3 要綱の骨子

要綱の骨子は次の6点となっています。本稿では、債権管理の観点から、①・④・⑤について解説します。

- ① 債務者財産の開示制度の実効性の向上
- ② 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策
- ③ 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化
- ④ 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し
- ⑤ 差押禁止債権をめぐる規律の見直し
- ⑥ 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

第4 ①債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 財産開示制度

例えば売掛代金債権や損害賠償債権を債務者に有していても、債務者が任意でこれを支払わなければ、最終的には法

的手続をとる必要があります。しかし、勝訴したとしても、それでも債務者が任意で支払わなければ別途強制執行をしなければならず、また強制執行の対象となる債務者の財産の存在・所在が分からなければそもそも強制執行することができません。

平成15年に導入された財産開示制度は、一定の要件の下、債務者に対し、債務者の財産についての陳述義務を負わせるもので、債権者は、ここで得られた情報をもとに、債務者に対して強制執行をするなど、債権回収を図ることができます。しかし、債務者が財産開示期日に出頭しなかったり虚偽の陳述をしても、30万円の過料が課せられるのみで強制力が弱いなどの問題があり、実効性を欠くとされてきました。

2 財産開示手続の実施要件の緩和

これまでは、仮執行宣言付の判決や執行認諾文言のある公正証書によっては財産開示制度を利用できず、確定判決などによる必要がありました。これは、仮執行宣言付の判決は上級審において破棄されるおそれがあるところ、仮執行宣言付の判決で一旦財産開示をすると、後日判決が破棄された場合、財産開示前の状態に戻せない、また悪徳なサラ金などが公正証書を濫用して過酷な取立をするおそれがあるなどの理由によります。

しかし、仮執行宣言付の判決や執行認諾文言のある公正証書でも確定判決と同様に強制執行できること(強制執行の根拠になるものとして、確定判決と合わせて債務名義と言われています。)などに鑑み、これらによっても確定判決と同じく財産開示手続を利用できるようにするとされました。

なお、現行民事執行法では、財産開示手続の実施要件として、①強制執行等において、債権者が完全な弁済を得られなかったこと、又は②債務者の知れている財産に強制執行しても、債権者が完全な弁済を得られないことの疎明があったことを必要としています。これらの要件については、実務上

財産開示手続の実効性を削いでいるという意見もありましたが、財産開示手続がプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであり、このような要件に合理性があることから、今回の要綱では緩和されていません。

3 手続違反に対する罰則の強化

具体的にどの程度強化するかはまだ決まっていますが、債務者が財産開示期日に出頭しなかったり虚偽の陳述をした場合の罰則を強化するとされました。

4 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

今回の民事執行法改正要綱の目玉とも言えますが、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度が新設されます。

(1) 預貯金債権等に関する情報の取得

債務名義を有する債権者は、財産開示手続の実施要件でもある①強制執行等において、債権者が完全な弁済を得られなかった場合、又は②債務者の知れている財産に強制執行しても、債権者が完全な弁済を得られないことの疎明ができた場合には、裁判所に債務者の預貯金債権等に関する情報の取得を申し立てることができることとされました。

次の不動産及び給与債権に関する情報の取得と異なり、先行して財産開示手続を申し立てることは不要で(ただし、前段落記載①又は②の要件充足は必要です。)、また扶養義務等に関する定期金債権などに関する債務名義に限られることなく、裁判所を通じて銀行などから債務者が預貯金を有しているか否か、有している場合はその口座のある支店名・預貯金の種類・残高などの情報を得ることができます。詳細は未確定ですが、1つの裁判所への情報取得の申し立てにより、複数の金融機関に対する情報提供を求めることができるよう

になる可能性もあります。

これまで弁護士会による弁護士法23条の2に基づく照会により、一定程度は預貯金債権等に関する情報を取得できていましたが、一部の金融機関はこれに応じていなかったり、執行認諾文言のある公正証書によっては回答が得られなかったりしてしまっていたので、施行に至れば、債権回収における有益な一つの手段になると考えられます。

なお、次の不動産及び給与債権に関する情報の取得と異なり、債権者の申立てを認めた場合に裁判所がその決定を債務者に送達しなければならないとはされておらず、若干の間は密行性を保つことができますが、銀行などから情報が提供されたときには、その旨を裁判所が債務者に通知しなければならないとされていますので、債権者としては、情報提供があった後は、迅速に差押えを申し立てる必要があります。弁護士会による弁護士法23条の2に基づく照会の場合、銀行などから債務者への通知はなされない扱いになっていると思いますので、一長一短を踏まえて対応を検討することになります。

(2) 不動産に関する情報の取得

債権者は、財産開示手続を裁判所に申立て、その実施決定を得て財産開示期日を経た場合は、その財産開示期日から3年以内に限り、さらに裁判所に債務者の不動産に関する情報の取得を申し立てることができることとされました。財産開示手続を経る必要などがあるものの、債務者が所有名義人となっている土地・建物であれば、裁判所を通じて登記所からその所在地等の情報を得ることができます。不動産が日本のどこにあるのか不明でも、この情報取得によれば網羅的に探索できることになりそうです。

なお、裁判所が不動産に関する情報の取得に関する債権者の申立てを認めた場合、裁判所はその決定を債務者に送達しなければならないとされていますので、密行性があるもの

ではありません。

(3) 給与債権に関する情報の取得

売掛代金債権や請負代金債権などの商取引債権では使うことができませんが、養育費などの扶養義務等に関する定期金債権や、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、財産開示手続を裁判所に申立て、その実施決定を得て財産開示期日を経た場合は、その財産開示期日から3年以内に限り、さらに裁判所に債務者の給与債権に関する情報の取得を申し立てることができることとされました。裁判所は、この申立てを認めたときは、債権者の選択によりますが、市町村や日本年金機構、共済組合などに対し、債務者の勤務先などに関する情報の提供を求めることとなります。市町村については、どこの市町村に情報提供を求めるかを債権者が選択する必要があることになると思われ、市町村の選択を誤ると情報を取得できないおそれがありますが(当たり外れがありますが)、債務者が厚生年金に入っていれば日本年金機構への照会で情報を取得できることとなります。

上記のようにこの制度を使える債権について一定の制限がありますが、勤務先に関する情報は秘匿の要請が高いこととのバランスに配慮したものです。

なお、密行性がない点は、前(2)と同じです。

(4) 取得した情報の目的外利用の制限

このように新設される制度で第三者から債務者財産に関する情報を取得することができますが、目的外利用は制限され、違反した場合には罰則を設けるものとされています。

第5 ④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

預金債権などの債権に対する執行事件においては、例えば債務者が相応の預金を有しており、それに強制執行ができた場合は、債権者は、差押命令が債務者に送達された日

から1週間を経過したときは、その預金債権を銀行から直接取り立てることができます(民事執行法155条1項)。

しかし、差し押さえた預金の残高が例えば数十円や数百円と寡少な場合、債権者が取り立てをせず、また差押えを取り下げることなく、執行事件が放置されてしまうことが少なからずありました。これは第三債務者である銀行や、裁判所にとって負担です。

そこで、債権者が上記民事執行法155条1項により取り立てができるようになった日から取り立てることなく2年が経過したときは、債権者は取り立てていない旨を裁判所に届け出る必要があり、その届出をせずさらに4週間が経過したときは、裁判所は差押命令を取り消すことができるとされました。

また、差押命令が債務者に送達されないと債権者は取り立てることができませんが、債務者が行方不明となるなどして送達できず、結果強制執行が長期間放置されることも少なからずありました。そこで、裁判所は、債務者に差押命令を送達できない場合には、債権者に対し、相当期間内に債務者の住所等を申し出るように命じることができるとされ、債権者がこれに対応しないときは、差押命令を取り消すことができるとされました。

このように強制執行が終了させられる場合があることについて、留意が必要です。

第6 ⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し

債権者は、債務者に対して債務名義を有する場合、債務者の有する債権などの財産を差し押さえることができますが、債務者の給料や退職年金に関する債権については、債務者の生活への配慮から、4分の3に相当する部分は差押が禁止されています(民事執行法152条1項及び2項)。ただし、債

権者が債務者に対して有する債権が養育費などの扶養義務等に関する定期金債権の場合は、差押禁止の範囲は狭くなり、2分の1に相当する部分に限られます(同条3項)。

そして、上記のように、民事執行法155条1項は、債権に対する執行において、差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときから、その債権を第三債務者から直接取り立てることができるとしていますが、同法153条が例えば生活の困窮する債務者が差押全部の取り消しを申し立てるなどできるとしているところ、1週間で債務者がこの対応をするのは困難と考えられることから、上記差押が禁止される債権に対する執行においては、この1週間を4週間にすることとされました。ただし、債権者が債務者に対して有する債権が養育費などの扶養義務等に関する定期金債権の場合は、4週間の経過を待つ必要はなく、これまで通り1週間の経過で足りません。

この4週間への延長は、転付命令においても同様になされることがとされました。

このように差押禁止債権に対する差押においては、債権回収に要する時間が延びることになりました。

第7 さいごに

債権管理の観点から今回進行している民事執行法改正を解説しましたが、紙面の都合上全てを記載しているものではないかもしれませんし、冒頭で触れたとおり今後法律が成立するまでに内容が修正される可能性があります。これらの点にご留意いただきつつも、債権回収において活用できる部分がありますので、施行された折には、是非ご検討いただければと思います。

危機時期を迎えた会社の監査役がなすべきこと

～平成27年5月21日大阪高裁判決(金融・商事判例1469号16頁)を参考に～

和田祐以子

Yuiko Wada

PROFILEはこちら

第1 はじめに

過去、監査役の任務懈怠が問われた裁判例は枚挙に暇がありませんが、本稿では、その中でも近時注目を集めた、大阪高裁平成27年5月21日判決をご紹介します。この判決に対しては、既に複数の評釈等が出されていますが、本稿では特に、この判決が、危機時期における代表取締役の行為に対する監督の在り方を問題としている点に着目してご紹介できればと思います。

第2 事案の概要

Z社は、当時債務超過に陥っており、平成22年3月末までに債務超過を解消しなければ上場廃止(当時はジャスダックに上場中)になるおそれがありました。

このような中、Z社の代表取締役Pは、①平成21年8月、第三者割当による新株予約権の払込金を、有価証券届出書記載の用途ではなく、第三者への貸付けや、新規事業に関する契約の契約金として拠出する、②平成22年3月、数億円程度の価値しかない山林を20億円で他社からZ社に現物出資させる形の募集株式割当を実行する(これにより、表面的には債務超過状態が解消しました。)、③平成22年8月頃から、Z社の取締役会の承認決議を経ることなく手形・小切手を振り出す等の行為を行いました。Z社の監査役会は、上記①から③の行為の全てに対し、事前又は事後に反対の意思を表明しました。この間、Z社においては、平成22年10月に約束手形発行を一時停止する取締役会決議、平成22年11月に手形取扱規程の取締役会承認決議がそれぞれなされましたが、Pはこれらの決議を無視して手形等の発行を繰り返しました。そこで、監査役XらはPに対し、約束手形の振出等を行う

場合には事前に監査役会に確実に報告するよう度々要請しました。

上記の状況下で、Pは、平成22年12月29日、同年9月15日の取締役会で決議した株主割当による募集株式の払込金のうち8000万円について、従業員に指示してこれを出金させ、あらかじめ定めていた資金用途を違えて、第三者に交付しました(以下「本件金員交付」といいます。)

平成23年5月2日、Z社は破産手続開始の申立を行い、同日、破産手続開始決定がなされ、Yが破産管財人に選任されました。

なお、Xは社外監査役であり、公認会計士の有資格者の立場にありました。

第3 手続の経緯

1 破産裁判所での責任査定

Yは、Xが本件金員交付に関して監督を怠り、これが善管注意義務違反に当たるところ、これによりZ社に8000万円の損害を生じさせたとして、損害賠償責任の金額を8000万円と査定することを求める責任査定の裁判を申し立てました。

破産裁判所は、Xの責任を認めた上で、責任限定契約を適用して648万円(役員報酬2年分)と査定する決定を出しました。

2 異議の訴えと原審(大阪地裁平成25年12月26日判決)の判断

上記査定に対し、Xは善管注意義務違反なしとして異議の訴えを提起し、他方、Yは責任限定契約の適用なしを理由として反訴を提起しました。

原判決は、Xには、Z社の取締役会に対し、内部統制システムを直ちに構築するよう勧告すべき義務及びPを代表者から解職すること等を勧告すべき義務の違反があったことを認め、他方、Xに重過失はないとして責任限定契約を適用して、査定決定を認可しました。これに対し、X及びYがそれぞれ控訴を提起したのが、今回ご紹介する判決となります。

第4 控訴審の判断の概要

1 本判決の結論

控訴審は、原判決の結論を支持して双方の控訴を棄却しました。なお、本判決については、上告受理申立てがなされましたが、最高裁により不受理決定がなされ、この判断は確定しております。

2 判断の理由

(1) 内部統制システム構築の助言又は勧告義務

本判決は、①Xが公認会計士であり、約10年間にわたりZ社の監査役の地位にあったこと、②Xは、平成22年度の監査役の監査業務の職務分担上、経営管理本部管掌業務を担当することとされていたこと、③Xは、Z社の取締役会への出席を通じ、Pによる一連の任務懈怠行為の内容を熟知していたことを認定した上、これら①ないし③の事情を考慮すると、Xには、Z社の監査役の職務として、本件監査役監査規程¹に基づき、取締役会に対し、Z社の資金を定められた用途に反して合理的な理由なく不当に流出させるといった行為に対処するための内部統制システムを構築するよう助言又は勧告すべき義務があったと判断しました。そして、Xがこのような助言又は勧告を行ったとは認められないとして、Xが上記助言又は勧告を行わなかったことは、上記の監査役としての義務に違反するものであったと判断しました。

1: Zには日本監査役協会が定めた監査役監査基準に準拠して定められた監査役監査規程が存在しました。

と判断しました。

(2) 代表取締役解職の助言又は勧告義務

本判決は、Pの一連の行為は、PがZ社の代表取締役として不適格であることを示すものであることは明らかであるから、Xとしては、Z社の取締役ら又は取締役会に対し、Pを代表取締役から解職すべきである旨を助言又は勧告すべきであったと判断しました。そして、Xがこのような助言又は勧告を行ったとは認められないとして、Xが上記助言又は勧告を行わなかったことは、上記の義務に違反するものであったと判断しました。

(3) Xらの行為に対する評価

本判決は、Xを含むZ社の監査役会が、①Pによって行われた一連の行為に対して、取締役会において度々疑義を表明し、事実関係の報告を求めるなどしたことや、②Z社においては、会計監査人からの指摘によって、手形取扱規程が制定された経緯について、監査役として一定の限度で義務を果たしており、かつ、内部統制システムの整備が全く行われていなかったわけでもないと判示しつつ、結局は上記(1)及び(2)の義務違反があるため、責任は免れないと判断しました。他方で、このような事情を考慮すると、Xには、義務違反こそあったものの、その義務違反が、監査役としての任務懈怠に当たることを知るべきであるのに、著しく注意を欠いたためにそれを知らなかったとまで認めることはできず、重過失がないため、責任限定契約の適用がある旨の判断をしています。

第5 検討

本件は、監査役(社外監査役)に相当程度高度な注意義務を要求し、実際に任務懈怠責任を肯定した事例として、会社

法分野の研究者・実務家の注目を集めており、多くの評釈が出されています(義務の発生根拠や範囲、義務違反と損害との因果関係等、種々の論評がありますが、本稿では主題との関係で割愛します。)

その中には、本件につき、「倒産した企業の破産管財人とその企業の元役員間で任務懈怠責任が争われた事案である。Xの対応が不十分であったためにPの違法行為等を阻止できず、最終的に倒産(破産)に至ったことの監査役としての任務懈怠責任を問うことで、倒産企業(=債権者)に生じた損害を元監査役を含む元役員等とその他の利害関係者との間で合理的に分配するための判断枠組みを示したものと考えられる。したがってその射程はそうした事案に限られるはずである。」と評する評釈も存在するところです(遠藤元一「セイクレット控訴審判決の検討－監査役の任務懈怠と責任制限契約－」商事法務No.2078、4頁²⁾)。

本判決自体は、直接的・明示的に、危機時期、すなわち会社が倒産の危機に瀕している時期における監査役の責任を、平時の責任と区別する旨判示していないところですが、リスク回避の観点からは、監査役は会社の危機時期において、代表取締役の個別の問題行動に対し単に苦言を呈するだけでは足りず、内部統制システム構築、代表取締役の解職等について助言・勧告までを積極的に行っていかなければならないという意識を持つ必要があることとなります(なお、取締役も代表取締役の業務執行を監督する義務がありますから、同程度の注意義務が課されると判断されるところです。)

一般的に、会社の危機時期においては、代表取締役等の経営者は、倒産を回避したり、財産を隠匿等するために無理をしたりしがちであり、違法行為が行われるリスクは平時と比べて相対的に高くなり、これに比例して、倒産局面においては、監査役を含む役員が、破産管財人等から責任を追及されるリスクも高まることとなります。また、平時であれば、多少の問題が生じたとしても、株主や債権者は、事業活動の継続性や損害填補が間接的であること、支配株主と経営陣が同一である場面が多いこと等の影響で、個々の役員の責任追及を行うまでに至らないことも多く、まして、取締役ではなく監査役の責任が問われることはそう多くないのに対し、倒産局面においては、破産管財人等は、総債権者の利益や倒産手続の公平公正性のために、必要があれば監査役に対する責任追及をためらいません。

監査役の責任に関しては、本判決も適用を肯定した責任限定契約や、倒産局面においても利用できる役員責任賠償保険により一定のリスクヘッジが可能ですが、それらを考慮したとしてもなお、相当程度高度な注意義務を要求した本判決が実務に与える影響は大きいと考えられます。2018年に行われたコーポレートガバナンスコードの改定においても、監査役につき「適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべき」との表現が追加されるなど、企業統治における監査役への期待は日増しに高まっております。会社が危機時期に瀕した際の監査役を含む役員の職務の執行に当たり、本稿が一助となれば幸いです。

2:なお、同評釈は、同様の見解を表明するものとして他の評釈を引用していますが、引用の当否については疑問が残ります。

【米国倒産法あれこれ③】 オートマティックステイ(その2)

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



オートマティックステイの効果により、債権者は、訴訟提起、担保実行、純粋な支払請求等債務者に対するあらゆる債権回収手段を禁じられます。かかる制限を受けた債権者は、裁判所に申立てをして、オートマティックステイからの解放を求めることができます。ただし、当該解放を裁判所が認める場合は、非常に限定的といえます。すなわち、裁判所が解放を認めるのは、①債権者が権利制約に対して適切な保護(Adequate Protection)を受けていない場合、②担保対象の財産がオーバーローンであり、かつ、事業に不必要である場合、③オートマティックステイそのものが濫用的である場合、です。①の「適切な保護」とは要するに、権利制限の代償のようなもので、債務者に、オートマティックステイを認める代わりに、債権者へいくらかの金銭の支払いをさせたり、代わりの担保提供をさせたりするものです。注意すべきは、この適切な保護は、担保権者に対して認められるものであって、担保権者としてはまずは当該方法によるオートマティックステイからの解放を検討することになりますが、無担保一般債権者は基本的に保護の対象外です(つまり、何らの代償を得ることなく、オートマティックステイにより権利行使の制限を受けます。)

では、無担保一般債権者としては、どのように権利の最大化を図るべきでしょうか(実務的に、日本企業が米国企業から担保提供を受けられることはそう多くはないと認識しています。)。日本の民事再生法と同様、原則として無担保一般債権者の債権は、通常いったん棚上げされ、再建計画による権利変更を受けて割合的な弁済を受けるにとどまります。しかしながら、主に取引債権を前提とすると、以下のように例外的

に弁済等を受けられる方途は残されております。

① 少額債権の弁済

手続上合理的かつ必要と裁判所が認めた場合には、一定の金額以下の少額の債権は、再建計画に基づいて全額の支払いが受けられます。日本の民事再生法には、裁判所の許可を得て少額の債権を再生計画による弁済前に支払うという制度がありますが、米国では、あくまで再建計画による弁済ですので、支払時期は計画認可後ということになります。なお、どの程度の債権が少額といえるかは、ケース毎の判断が必要となります。

② クリティカルベンダーに対する弁済許可

米国倒産法上明文の規定はないものの、判例法上、クリティカルベンダー(事業に不可欠な取引先)に対する取引債権の全部または一部の弁済は、裁判所の許可を得ることで可能と解されています。クリティカルベンダーとして認められるには、当該ベンダーとの間の取引が債務者の事業に不可欠で、ベンダーに対する一般債権を支払うことが他の債権者への弁済も最大化するといった関係(債務者からすると、ベンダーへの支払を拒否すれば、当該ベンダーから継続供給が事実上受けられず、事業が立ち行かなくなり、弁済率も下がるといった関係)が必要と概略考えられております(管轄裁判所により厳密な内容は異なります。)。この要件は相応にハードルがあり、歴史的にはあまり認められておりませんでした。近時のサンプル調査においては、多くの裁判所でクリティカルベンダーの申請が許可されているとの分析もされております。このクリティカルベンダーへの支払に係る手続は、

債務者が裁判所に許可申請を行い(通常、チャプターイレブン申立てと同時に)、裁判所が許可することにより、許可がなされた範囲で、債務者が再建計画前に支払うことができるというものです。したがって、この方法を模索する場合には、債務者との間での協議が事実上不可欠です(債務者が貴社をクレディカルベンダーと認めなければ、支払の許可申請もされないで)。

③ 支払留保(Recoupment)

米国企業との間で双方向の取引があり、貴社が債務を負担している場合、まず最初に考えられるのは相殺することかかと存じます。しかし、相殺もオートマティックステイにより制限を受けますので、原則としてこれを行うことはできません。ちなみに、相殺権者は米国倒産法上担保権者と考えられておりますので、上記の適切な保護、オートマティックステイからの解放を求めることは債権債務の関係によっては可能です。他方、相殺と似て非なるものとして、支払留保

(Recoupment)という手段があります。相殺が単純に債権の対立のみが要求されているのとは異なり、支払留保の場合は、「同一の取引関係」から債権債務が発生しているという関係が要求され、どこまでが同一の取引関係といえるかはしばしば問題になりますが、仮に当該要件が充足されれば、自己が支払いを受けられていない限度で、債務者への支払を留保することができます。相殺と異なり、申立前の債権の存在を理由に申立後の債務の支払の留保ができること、このような支払留保は基本的にオートマティックステイの対象外と考えられていることから、双方向の債権債務がある場合には、十分に検討に値する方法といえます。

この他にも一般債権者として、倒産直前時期の納品に係る債権の優先弁済や取戻権等の手段もごございます。具体的にどのような手段をどのようなステップでとるべきか等お気軽にご相談いただければと存じます。